

1月5日～3月16日までの決算・申告相談は、混雑と平等性を考え、相談時間を
おひとり1時間までとさせていただきます！

確定申告時期に関する大事なお知らせ

引き続き感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

現在、帳簿の点検・相談会、会計ソフト体験講習会等、全てお電話にて**完全予約制**にさせていただきます。来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただきご来館をお願い致します。

確定申告期につきましては、例年通り1月22日（木）からは**当日の受付順**とさせていただきますが、待合室の密を避けるために、**車の中での待機・連絡先ご記入の上外出**、等の対策を取らせて頂きたいと思っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



記帳点検

毎日記帳している帳簿の点検をします。
ご都合の良い時間にお出掛け下さい。

日時 11月14日(金)

午後1時半～午後3時半

会場 青色申告会

<持参>帳簿・伝票・前年決算書控等関係書類

◎ご出席の方には

「記帳点検済」印を押させていただきます。

〔指導〕 東海税理士会津支部

〔減価償却の計算はパソコンで〕受付中

2月の税務相談では手計算による減価償却の計算及び相談は出来ません。パソコン入力による自動計算をご利用下さい。提出用の計算表を印刷してお渡します。一度入力しておくで毎年自動計算されます。ご利用下さい

11月末まで電話予約を受け付けています。

譲渡所得

(株式・土地・建物の売却)がある方は、あらかじめ計算明細書を作成のうえ、お越し下さい。計算明細書の作成は税務署にご相談下さい。尚、税務署も今は予約制となっておりますので、『青色申告会会員』の旨お伝えください。必ず予約の上、ご相談をお願いいたします。

青色申告会がつくった、初心者にやさしいパソコン会計ソフト『**ブルーリターンA**』をお勧めします。

価格33,000円(税込)
(3年分の保守料13,200円含)

一使いやすくて簡単。指導相談も万全—
青色申告特別控除最大65万円適用。
消費税申告・イータックスにも対応します。
お問合せ申込みは事務局へどうぞ。
◎記帳専用ソフトで1年間お試しも可能です
体験ご希望の方はお申し込みください

【事務局の年末年始】

年末は12月26日(金)まで
年始は 1月 5日(月)から

※令和8年度年会費

15,000円受付開始

口座引落は1月26日(月)の予定です

★口座引き落としをご希望の方は事務局までご連絡ください！

◎令和7年度 津税務署長表彰
☆ 横山美香氏(津市城山)

◎令和7年度 津税務推進協議会長表彰
☆ 土井一弘氏(松阪市嬉野)

税を考える週間「税に関する作品表彰・展示」

展示

- ★11月 4日(火)～11月13日(木)
イオンモール津南 3階イオンホール前
- ★11月18日(火)～11月27日(木)
三重県津庁舎 1階ロビー
- ★11月28日(金)～12月12日(金)
津市役所 1階ロビー
- ★ 1月 9日(金)～ 1月25日(日)
松菱百貨店 1階特設会場

表彰 11月16日(日) 午前10時30分
アスト津4階 アストホール

【共催】 津税務推進協議会 津税務連絡協議会

専従者給与の平均は(2024年度津会調べ)

◇男性	年額合計	2,195千円	給与	2,040千円	賞与	155千円	平均年齢	62歳
◇女性	年額合計	1,504千円	給与	1,378千円	賞与	126千円	平均年齢	64歳

11月11日から17日は
「税を考える週間」です



テーマ

これからの社会に向かって

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間

検索



みえ共済特別キャンペーン実施

令和7年9月1日～令和7年11月30日

粗品プレゼント

パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済

すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済

所得補償共済

ケガや病気による就業不能を保障します



他にも沢山、保険がございます！是非事務局までお越しください！
キャンペーン終了迄、
あとわずかです！

「年末調整 個別相談」

税理士先生による年末調整個別相談を開設します。
専従者・従業員の源泉税の計算と納付です。

◇ 日 1月9日(金)・20日(火)
◇ 時 間 午前9時～午後3時半

◎一人別徴収簿を記入し、各種証明書をご準備の上、印鑑・必要書類をお忘れなく。
◎合計表・0円納付書はe-Taxを使って税務署へ提出できます。
注意：扶養控除（異動）申告書へ、『給与を受ける方』と『事業主の方（給与支払者）』のマイナンバーを必ずご記入の上、お越しください。
源泉徴収票に記載しての提出となります。
〔指導〕 東海税理士会津支部

＜決算・申告個別相談のご注意＞

申告時期の個別相談（決算・申告無料相談）は小規模事業者（前年特前所得 400 万円以下）に限定します。従って高額者の方は2月からの個別相談を受けられませんので講習会へご出席下さい。

1月23日（金）

◆決算講習会 午前 9時～
◆申告講習会 午後 1時～

講習会《消費税申告書の書き方》

1月27日（火）

◆一般課税 午前 9時～
◆簡易課税 午後 1時～

◎電話・FAXでお申込下さい

☆消費税の申告が初めての方、是非ご参加下さい

※今年度はインボイスのこともありますので、是非お気軽にご参加ください。

◎マイナンバーカードは取得するまでに数か月かかりますので、取得手続きはお早めにお問い合わせいたします。

「会員増強にご協力を！」

津青色申告会は、平成14年以前は会員数3,000名前後を推移しておりましたが、その後減少の一途をたどり、平成28年には、2,000名を切ってしまいました。会存続の危機に直面しております。

津青色申告会は、入会して頂きました会員さまおひとりおひとりのご協力により成り立っております任意の団体です。

お知らせの方・お近くの方、新しい会員をご紹介します。

ご紹介者が入会された場合、加入者1名につき5,000円の報奨金を差し上げます。

ご本人をお連れ頂くか、電話・FAX・メールで事務局へご連絡下さい。

あらためまして、会員増強にご協力いただきたくよろしくお願いいたします。

よろしく
お願いいたしま



【決算・申告 個別税務相談】

小規模事業者の為の所得税個別相談会開催

◆2月10日（火）～2月27日（金）
◆午前9時00分～午後3時30分
◆青色会館

決算・申告は必ず期間内にお済ませ下さい

ー申告書の提出は2月中に青色申告会経由でー

◎申告はイータックスが簡単便利です！
個人番号（マイナンバー）カードが必要です
早目にご準備を！

◎青色申告会の税務相談は2月27日（金）迄
3月1日以降は税理士先生の税務相談はごさい
ません…くれぐれもご注意ください

◎青色申告会で決算書・申告書をお預かりできるのは3月6日（金）までです
以後はご自分で税務署へご提出下さい
〔指導〕 東海税理士会津支部

◇年内にお済ませ下さい！！

★所得税・消費税の記帳相談
★ブルーリターンAの入力相談
★簡易課税の選択又は取り止めの相談

◇消費税の申告が必要な方へ

★本則課税の方は売上・仕入の課税区分にくわえて、軽減8%・10%で集計
★簡易課税の方は売上の業種区分にくわえて、軽減8%・10%で集計
が正しく出来ていないと、消費税の決算・申告個別相談は受けられません。
正しい記帳と集計を！

★集計が正しく出来ていないと、消費税の決算・申告個別相談は受けられません。
正しい記帳と集計を！

◇令和7年から消費税の申告が必要な方へ

★簡易課税の選択届けは今年中です。ご検討を

◇e-Taxに関するご相談は事務局へどうぞ

年末調整講習会・税制改正講習会の開催のお知らせ

どんどん年末へ近づいてまいりました！

令和7年度の税制改正で、基礎控除等、改正されました。
年末調整にも、ご自身の確定申告にも関わってきますので、是非講習会にご参加ください。

日時： 11月26日（水） 14：00～15：30
12月23日（火） 13：00～14：00
12月23日（火） 14：30～15：30
12月24日（水） 9：00～10：00
12月24日（水） 10：30～11：30

講師： 津税務署 個人課税第一部門
渡部 顕 記帳指導推進官

会場： 津青色申告会会議室

☎ 059-225-6555
各、先着10名様で終了。
お電話にて好きな日時でお申込み下さい。



令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（一部抜粋）

1. 改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。
この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。
※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

以下のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。
【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注1))	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 (注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。
3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。
4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

□ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

上記以外にも、(2)給与所得控除の見直しや、(3)特定親族特別控除の創設など改正点が多数ございます。
税制改正の詳細は、国税庁のホームページでご確認ください。
【<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>】